

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○社会生活基本調査規則(昭和五十六年総理府令第三十八号)抄

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(調査日)</p> <p>第四条 社会生活基本調査は、直前の社会生活基本調査を行った年から五年目に当たる年(以下「実施年」という。)の十月二十日(第六条第一項第三号ルに掲げる事項にあつては、同日を含む九日間のうち、次条の総務大臣の指定する調査区ごとに、総務大臣の定める方法により総務省統計局長が定める日)現在によつて行う。</p> <p>(調査事項等)</p> <p>第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 十歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>ニ ふだんの健康状態</p> <p>ホ〜リ (略)</p> <p>ヌ スマートフォン・パソコンなどの使用状況</p> <p>ル 生活行動の種類別時間及び天候</p>	<p>(調査日)</p> <p>第四条 社会生活基本調査は、直前の社会生活基本調査を行った年から五年目に当たる年(以下「実施年」という。)の十月二十日(第六条第一項第三号ヌに掲げる事項にあつては、同日を含む九日間のうち、次条の総務大臣の指定する調査区ごとに、総務大臣の定める方法により総務省統計局長が定める日)現在によつて行う。</p> <p>(調査事項等)</p> <p>第六条 社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 十歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関する機器の使用の状況</p> <p>(新設)</p> <p>ホ〜リ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ヌ 生活行動の種類別時間及び天候</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>四 十五歳以上の世帯員に関する事項 イ、ヌ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>ル 仕事からの年間収入 (削除)</p> <p>五 世帯に関する事項 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十二条 社会生活基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>四 十五歳以上の世帯員に関する事項 イ、ヌ (略)</p> <p>ル 通勤時間</p> <p>ヲ 夫だんの健康状態</p> <p>ヰ 仕事からの年間収入</p> <p>五 六十歳以上の世帯員に関する事項 子の住居の所在地</p> <p>六 世帯に関する事項 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告の義務及び方法)</p> <p>第十二条 社会生活基本調査に当たっては、第六条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については調査世帯の世帯員が、同項第二号に掲げる事項については調査世帯の十歳未満の世帯員が、同項第三号に掲げる事項については調査世帯の十歳以上の世帯員が、同項第四号に掲げる事項については調査世帯の十五歳以上の世帯員が、同項第五号に掲げる事項については調査世帯の六十歳以上の世帯員が、同項第六号に掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>